

後期高齢者医療制度

保険料が年金天引きされている方、4月から年金天引きが始まる方へ 保険料の仮徴収を行います

後期高齢者医療保険料を、年金からの天引き(特別徴収)で納める方は、年6回の年金支給月に保険料が天引きされます。

4月・6月・8月は保険料の「仮徴収期間」です

年間保険料額は、毎年7月に市民税・都民税の所得内容を基に算定し、決定します。そのため、年間保険料額が決定するまでは「仮徴収期間」として、同年2月と同額の保険料を、4月・6月・8月の3回で納めることとなります。

7月に年間保険料額が決定した後は、すでに「仮徴収期間」で納めた保険料との差額を、10月・12月・翌年2月の3回で納めることとなります。

※年間保険料額を平準化するために、6月・8月の仮徴収額を変更する場合があります。変更した場合は、個別にお知らせします。



31年度の国民年金保険料の額が確定しました。定額保険料は4月分から1カ月1万6410円になります(付加保険料1カ月400円)。

4月から保険料の年金天引きが始まる方へ

4月上旬に「仮徴収額決定通知書兼納入通知書」を送付します。4月・6月・8月は「仮徴収期間」として算定した保険料を納めることとなります。

【対象】30年10月初旬までに75歳の誕生日を迎えた方や転入した方などのうち、4月から新たに保険料が年金天引きされる方

年金天引きから口座振替へ納付方法の変更が可能です

保険料の納付方法は、年金天引きによる納付が原則となりますが、申し出により口座振替(普通徴収)に変更することが出来ます。

変更を希望する方は、①口座番号が分かるもの(預金通帳またはキャッシュカード)②通帳届け出印③後期高齢者医療被保険者証(すでに後期)

前納金額

◎6カ月前納
【対象】4月～9月分または10月～32年3月分
【口座振替】9万7340円(毎月払いよりも1120円の割引)
【現金納付】9万7660円(毎月払いよりも800円の割引)

◎1年前納

【対象】4月～32年3月分
【口座振替】19万2790円(毎月払いよりも4130円の割引)
【現金納付】19万3420円(毎月払いよりも1111円)

高齢者医療保険料の口座振替を登録している方は③のみを持参の上、保険年金課高齢者医療係(市役所1階)で手続きをしてください。3月中に手続きをした場合6月の年金天引きから中止になります。詳しくは同係 ☎470・7846へ。

納税にご協力を

3月25日(月)は、国民健康保険税第9期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局・コンビニエンスストア)でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

65歳以上の方の介護保険料 徴収に関する業務の担当窓口が変わります

市では、市の債権の効率的・効果的な管理体制の整備を進めるため、4月1日から市の介護保険料に関する業務のうち「保険料の徴収・滞納整理に関する業務」を納税課へ移管します。なお、市の介護保険料に関する業務の担当窓口は左表の通りです。詳しくは介護福祉課 ☎470・7818へ。

4月からの介護保険料に関する主な業務の担当窓口一覧

業務の内容	担当課窓口	電話番号
賦課(保険料の算定方法など)	介護福祉課保険係	470・7818
特別徴収(年金からの天引き)		
普通徴収・収納管理(納付書の再発行、口座振替など)	納税課管理係	470・7729
納付額証明書発行	納税課納税係	470・7730
納付相談		
徴収・滞納整理		



市長 並木克巳

上の原地区のまちづくり

先日、上の原地区に開店を迎えた施設のオープニングセレモニーや内覧会に参加させていただきました。上の原地区のまちづくりは、地域のにぎわいと活性化を図り、ひいては市全体の活力の向上を期待できる事業です。

この事業は、基本構想策定から今日に至るまで約6年の歳月を経てまいりましたが、市民の皆さまへの説明に始まり、地区内の基盤整備や周辺道路の整備などを進め、この日を迎えました。ごあいさつやテープにはさみを入れる好循環による市の発展に向け、これからも全力で取り組みたいと思います。

め多くの方々に協力いただき、この事業を進めることができたと心から感謝申し上げます。

市が進める事業には、多くの歳月を要するものがあります。未来への責任を持ち、強い信念を持って、その始めの一步を踏み出し、着実に事業を進めなければ、成果は得られません。厳しい財政状況の中でも夢と希望の持てる元氣な東久留米を目指し、魅力や価値を高めることに取り組んでいくことが求められます。健全な財政運営と持続的成長の好循環による市の発展に向け、これからも全力で取り組みたいと思います。

国民健康保険 30年9月分の診療費をお知らせします

国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。国民健康保険の健全な運営にご理解とご協力をお願いします。

◎一般被保険者
【診療件数】2万2645件
【診療費】5億8614万750円(前年度比97・6%) ▼1件当たりの金額 2万5884円

◎退職被保険者
【診療件数】1116件
【診療費】320万8440円(前年度比43・0%) ▼1件当たりの金額 2万7659円

※出典は国民健康保険毎月事業状況報告(12月報)。
詳しくは保険年金課 ☎470・7733へ。

4月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談(各日8人)	弁護士	3月28日(木)	3日(水)10日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	司法書士	3月26日(火)	3日(水)	午後1時から		
表示登記・土地の境界等相談(4人)	土地家屋調査士		午前10時から			
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	行政書士	4月4日(木)	10日(水)	午後1時から		
税務相談(5人)	税理士	4月9日(火)	17日(水)	午後1時半から		
人権・身の上相談(4人)	人権擁護委員	4月11日(木)		午後1時から		
不動産取引相談(5人)	宅地建物取引士	3月28日(木)	4日(木)	午後1時から		
交通事故相談(5人)	弁護士	4月18日(木)	24日(水)	午前10時から		
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	社会保険労務士		午後1時から			
女性の悩みごと相談(各日3人)	女性カウンセラー	3月20日(水)	1日(月)8日(月)	午前10時～午後1時		
		4月3日(水)	15日(月)19日(金)22日(月)	午後1時半～4時半		
女性弁護士による法律相談(3人)	女性弁護士	3月22日(金)	12日(金)	午前9時半～午後0時半		
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会館	市商工会 ☎471・7577

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	12日(金)	午後2時～5時	市役所1階屋内ひろば	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時(水曜日は午前10時～午後6時)	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	12日(金)	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181
知的障害者相談	4月は実施しません			知的障害者相談員	
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	同センター支援員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	11日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等幹事事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談も可。	平日		生活文化課(市役所2階)	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談	4月は実施しません			行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7749